

# 令和2年11月26日会議概要

## 第1 日時

令和2年11月26日（木）午前9時30分から午後2時までの間

## 第2 出席者

平林委員長、渡部委員、長谷委員、森委員、森田委員  
警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、  
交通部長、警備部長、警察学校長、京都市警察部長、情報通信部長等  
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

## 第3 議事の概要

### 1 委員報告

#### (1) 第66回警察美術展（11月19日）

委員から、「コロナ禍で制約を受けながらも力作ぞろいであった。公安委員の意見を集約しながら、各ジャンルから1点ずつ公安委員会賞を選ばせていただいた。」旨の報告があった。

#### (2) 京都府交通安全対策協議会（11月20日）

委員から、「この協議会は、今回で第55回となり、昭和37年に発足したものと聞いている。行政、警察、民間団体の連携は、当時、交通戦争真っ只中で非常に大切であったと思われるが、協議会の資料は警察からの資料提供によって出来ていることから、重複している部分も多く、また、設立後60年近く経過しているので、協議会の見直しの時期が来ているのではないかと思う。」旨の報告があった。

### 2 警察本部報告

#### (1) 動物愛護法違反事件の検挙について

生活安全部長から、令和2年1月31日から3月乃至4月頃までの間、八幡市内の居宅において、猫に必要な給餌、給水を行わないまま放置して餓死させる等したとして、動物愛護法違反で女1人を検挙した旨の報告があった。

委員から、「ゴミ屋敷問題と同じく、全国的にも社会問題化している。」旨の発言があり、生活安全部長から、「報道にもあるとおり、行政が殺処分を減らしていこうしていることから、ボランティアの方々が里親制度等で引き取って下さっているが、その一方で、こうした悲劇が起こっているのではないかとと思われる。」旨の回答があった。

#### (2) リーチサイトにかかる著作権法違反事件の検挙について

生活安全部長から、令和2年10月9日から同月12日までの間、侵害著作物であることを知りながら、インターネット上に公開されたアダルトビデオ3作品にかかる動画ファイルをウェブサイトで視聴可能にして、アダルトビデオ制作会社の著作権を侵害したとして、令和2年11月18日、著作権法違反事件により男2人を検挙した旨の報告があった。

委員から、「違法になる前の運営サイトに広告を出していた者は罰せられないのか。」旨の質問があり、生活安全部長から、「施行前にしていた者は罰せられないが、共謀があれば、共犯として罰せられることはあった。」旨の回答があった。

**(3) 下京区下之町における殺人事件被疑者の逮捕について**

刑事部長から、捜査第一課及び下京警察署は令和2年10月6日から7日の間、京都市下京区内の集合住宅の一室において女性を刺殺した殺人事件について、令和2年11月21日、男1人を検挙した旨の報告があった。

委員から、「比較的短期間に被疑者検挙に至り、捜査員の方がよく頑張っていたと思う。」旨の発言があった。

**(4) 「手上げ横断」の実施に向けた交通安全教室の開催について**

交通部長から、横断歩道における歩行者の交通事故を防止するため、当府警察がこれまで指導してきた「止まる」「見る」「待つ」の横断要領に、新たに「合図をする」を加えた、いわゆる「手上げ横断」による横断要領の効果を検証するため、幼稚園の年長児を対象に交通安全教室を開催したことについて報告があった。

委員から、「非常に良いことだと思う。事故があってはならないので、しっかりと安全確認をしてから横断することも指導していただきたい。」旨の発言があり、交通部長から、「子供の命に関わることであり、しっかりと指導したい。」旨の回答があった。

委員から、「やはり『歩行者優先』というのは、今後も消えないようにしていただきたいと思う。」旨の発言があり、また、別の委員から、「京都は特に横断歩道で止まる車の割合が低いという統計が出ているので、しっかりと子供達に指導してやっていただきたい。また、この手上げ横断を大人もやっていくことが、大切だと思う。高齢者にもやっていただくことにより、乱横断も減っていくものと思われるので、高齢者の方にも指導していただくとともに、この運動が、広がるようお願いしたい。」旨の発言があった。

**(5) 放置違反金の滞納者に対する電話催促の実施結果について**

交通部長から、これまで放置違反金の滞納処分については、督促状、催告書を郵送することにより、滞納者に納付を促してきたところであるが、これらの催促に加え、より効率的・合理的に放置違反金を徴収するため、本年4月から、電話による催促を実施していることについて報告があった。

委員から、「放置違反金を徴収するためには、違反者に対して厳しくしていくなどの見直しも必要だと思われる。」旨の発言があり、交通部長から、「給料を差し押さえたり、生命保険を差し押さえたりするなど、逃げ得は許さない対策をとっている。」旨の回答があった。

委員から、「やはり、逃げ得は許されないので、定期的にテレビなどで取り上げてもらうのも良いと思われる。」旨の発言があった。

**(6) 公安条例の申請許可状況について（10月分）**

警備部長から、令和2年10月中に受理した「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づく、デモ行進の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

**(7) 令和3年の犯罪抑止目標について**

本部長から、犯罪抑止目標の設定に関し、本年の特殊事情を踏まえた上で、今後のあり方について委員の意見を伺ったところ、各委員より、

- ・ 数値目標を決めることは意欲を高めるためにも大切であるが、現在のコロナ禍でどのように目標設定していくのか、非常に難しいと思われる。よって、コロナ禍前の『前年の数値の継続』で良いかと考える。
- ・ 経済でもそうだが、数値目標は設定した方が良いと考える。来年は今年の数値を超

える可能性が高いということであるが、数値目標は『前年以下』とするというのを最低限の目標としていただきたいと考える。

- ・ 数値目標が『なし』ということになると、全ての活動目標が抽象的になり、現場も取り組みにくいと思われるので、数値目標は必要と考える。府警では、これまで前年の目標より数値を下げて進めてきているが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減っていると考えられるところ、来年以降、何千件も減らすということは、無理が生じる。よって、令和3年の予測は困難であるので、来年は令和2年の数値目標を据え置き、『1万5千件以下』としても良いかと考える。
- ・ 今回この問題を考えるにあたって、一括りに刑法犯とするのではなく、犯罪種別でどうなのかと犯罪統計をみると、体感治安に影響のあるような凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯についても、まんべんなく減少してきているので、数値目標の設定は、体感治安向上にも十分貢献していると思う。数値目標を撤廃するのであれば、今が一つのタイミングではないかと考えるが、その場合、京都府が令和5年までに1万5千件を刑法犯認知件数の指標として掲げられているので、警察として何らかの説明は必要だと考える。
- ・ 抑止目標は、限りなく0（ゼロ）に近いのが理想と思うので、数値目標はある方が良く考える。ただし、それは納得性のあるものでなければならない。令和2年、3年は、コロナ禍の影響があると考えられるので、令和2年の刑法犯認知件数を基に、令和3年の抑止目標を設定するという事は難しいと考える。よって、『令和5年末までは、各年1万5千件以下とする』と設定し、コロナの終息状況を踏まえて、再度、分析・検討を行い、今後の目標を考えてはどうかと思う。

旨の発言があった。これに対し、生活安全部長から、「委員の皆様から貴重なご指摘やご意見をいただいた。令和3年の犯罪抑止目標については、いただいたご意見を踏まえて、更に検討を進め、方針が決まれば改めて報告させていただく。」旨の発言があった。

## (8) 追加報告

### ア 特殊詐欺被害の広報啓発活動について

刑事部長から、警察庁特別防犯対策監の杉良太郎氏が、京都府警察本部で記者会見し、特殊詐欺に注意を呼びかける広報啓発活動を実施したことなどについて報告があった。

委員から、「著名な方による広報は話題性もあり、よいと思われる。」旨の発言があった。

### イ 職員の新型コロナウイルス感染状況について

警務部長から、前回報告した交通捜査課の50代の男性警部2人の新型コロナウイルス感染にかかる接触者のPCR検査結果などについて報告があった。

委員から、「これから飲食の機会も増えてくると思われるので、注意喚起が必要と思われる。」旨の発言があり、警務部長から、「飲食については、一定の基準を設けているので、基準にのっとり進めて参りたい。」旨の回答があった。

## (9) 本部長総括報告

本部長から、「来週から、府議会が始まりますので、よろしく願いいたします。」旨の発言があった。

## (10) 監察案件

首席監察官から、監察事案について報告があった。

### 3 個別報告

#### 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。

### 4 決裁

#### (1) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について

監察官室訟務官から、運転免許の取消処分を受けた者（1件1人）、運転免許の更新処分を受けた者（1件1人）及び放置違反金の納付命令を受けた者（1件1人）から、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、審査請求の趣旨、理由、原処分の内容等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を裁決した。

#### (2) 風俗環境保全協議会委員の委嘱について

生活安全企画課許可等事務審査室補佐から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第110条の規程に基づき、京都府公安委員会から委嘱を受けた風俗環境保全協議会の委員のうち、任期満了を迎える者等26人について、関係警察署長から上申を受けたことについて説明があり、審議の上、同委嘱を決定した。

### 5 聴聞

#### (1) 運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、審議の上、15件の行政処分を決定した。

#### (2) 風俗営業関係行政処分について

公安委員による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（1件1人）に対する直接聴聞が実施され、審議の上、行政処分を決定した。